

第 3 回 筑 後 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 2 年 9 月 8 日 午前 10 時 00 分～午前 10 時 44 分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出 欠 者 出席者 15 名 欠席者 1 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 使用貸借の合意解約について

報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

議案 第 1 号 農業委員の辞任願いに伴う農業委員会の同意について

議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定及び農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画
について

議案 第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（15 名）

1 番 吉田 孝行

2 番 中村 伸秀

3 番 古賀 重満

4 番 岡本 義照

5 番 近藤 茂

6 番 井寺 知江子

7 番 成清 輝美

8 番 角 豊明

9 番 中村 浩章

10 番 北原 良輝

11 番 城戸 慎吾

13 番 城戸 孝行

14 番 富安 春二

15 番 田中 登

16番 坂本 好教

本会議に欠席した農業委員（1名）

12番 山口 清登 [8/27 亡]

会議に出席した事務局職員

事務局長 田 中 幸 裕

担当係長 江 崎 晴 公

午前10時00分 開会

○事務局

みなさんこんにちは。間もなく会議が始まりますので、携帯電話の方は、マナーモードにさせていただきますようよろしくお願い致します。

○議 長

皆さん、改めましてこんにちは。本日は、皆さんご承知のとおり台風が来ておりまして、17、19（号）に匹敵するような大変な台風ということで大変心配しておりまして、昨日の予定を今日出来るようになったことは、幸いだと思っているところでございます。それからまた、耕作放棄地調査、二川と西牟田は残っているようですが、皆さんご協力いただきまして本当にありがとうございます。また、コロナのこともありますのでスピーディに中身のある会議にさせていただければと思っているところでございます。それでは、只今から、第3回の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は、報告事項が2件、議案が6件でございます。慎重なるご審議と、円滑な会議の進行にご協力をお願いいたします。なお、発言される委員は、議長の許可を得てから発言されますよう、お願いします。

次に、議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には、5番の近藤茂委員、6番の井寺知江子委員をお願いいたします。

それでは、議案に入りますが、報告事項の前に、皆様ご存じのとおり、先日山口清登委員がお亡くなりになりました。誠に残念なことで、心よりお悔やみ申し上げます。皆様方にはお通夜の席にもご出席いただきまして本当にありがとうございました。

それで、通常であれば報告事項から進めるところでございますが、山口委員のご逝去に伴います議案でございますので、最初に議案第1号についてご提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは議案書の16ページをお願い致します。

議案第1号 農業委員の辞任願に伴う農業委員会の同意について

農業委員より市長へ辞任願が提出されたことに伴い、市長より本委員会へ諮問があったので付議する。

令和2年9月8日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

本件につきましては、12番山口清登委員のご逝去に伴いまして、市長より本委員会の同意を求める議案となっております。

農業委員の辞任につきましては、[農業委員会等に関する法律 第13条第1項]によりまして（委員等の辞任）として定められた条文がございますが、お亡くなりになった際の手続きにつきましては、法令等では定められている分はないところでございます。そこで、他市の例でも同様にされてございますが、「委員等の辞任」の際と同じ手続きをとらせていただくものでございます。

備考欄に記載しておりますが、山口委員からは、お亡くなりになる二日前でございまして、8月25日付にて辞任願いが出されてございまして、この願出をもとに、本委員会にてご審議願うものとさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長

説明も終わりましたので、議案第1号について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第1号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

それでは、報告事項にはいります。

報告第1号から第2号について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは議案書の1ページをお願い致します。

報告第1号 使用貸借の合意解約について

次のとおり、通知があったので報告する。

令和2年9月8日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

第1項、所在、溝口、地目、畑1筆、面積、1,002平米、貸人、福岡市の_____さん持ち分4分の1、他5名となっております。借人、溝口の_____さんです。_____さんは貸人のご親族の方でございます。解約事由は_____さんへ贈与のための合意解約となっております。続きまして、2ページをお願い致します。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約を行いたいとして、筑後市長西田正治から本委員会へ通知があったので報告する。

令和2年9月8日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

第1項、所在、溝口及び久恵、地目、田6筆、面積計、11,891平米、貸人、久恵の_____さん、借人、久恵の農事組合法人_____代表理事_____さんです。

解約事由は子へ贈与のためとなっております。利用権の解約はこの他、2項から15ページの第24項の2までございますが、ご参照願いたいと思います。

内容と致しましては、ほとんどが、11月1日より農用地利用集積事業法改正に伴いまして中間管理事業へ移行するため、JA経由での利用権設定の合意解約を10月31日で行うものとなっております。報告の説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。報告事項を終わります。

次に、議案第2号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは議案書は17ページでございます。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転を行いたいとして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により筑後市長西田正治から本委員会の決定を求められたので付議する。

令和2年9月8日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

第1項 所在、長崎、地目、田9筆、畑1筆、面積計、9,455平米でございます。先ほど報告事項で利用権の解約があった分でございますが、渡人、長崎の_____さん、受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買総額は_____円となっております。この案件は、次回の総会で改めて売買議案が提出される予定でございます。

説明は以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。議案第2号について、質問のある方はお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第2号について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございます。承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

では18ページをお願い致します。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画について

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画について筑後市長西田正治から本委員会の決定を求められたの

で付議する。

令和2年9月8日 提出
筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

権利種別：貸借権設定、第1項 所在、新溝、地目、田1筆、面積、2,892平米、
利用権、賃貸借、貸人、新溝の_____さん、受人は備考欄の、公益財団法人福岡県
農業振興推進機構を活用されまして、長浜の_____さんとなっております。、利用目
的はトマト、借賃は10アール当たり_____円となっております。期間は5年間でご
ざいます。この他、第2項から47ページの第28号までとなっております、全て農地中
間管理事業を活用されまして、利用権の設定及び、農用地利用集積配分計画の議案と
なっておるところでございます。説明は以上です。

○議 長

議案第3号について説明は終わりましたので、質問のある方はどうぞお願いいたし
ます。どうぞ

○委 員（13番）

1番の1項でトマトとされておりますけれども、ハウス込みの値段ですか。

○事務局

はい。こちら施設全ぶ込みで、面積トータルで、年額の_____万円とされ、それを
反当に割り戻しております。施設込みでございます。

（ありがとうございました。）

○議 長

他にありませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第3号について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第4号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書は48ページをお願い致します。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画を定めたいとして、筑後市長西田正治から本委員会の決定を求められたので付議する。

令和2年9月8日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

権利種別：貸借権設定、第1項、所在、井田、地目田1筆、面積、3,518平米、利用権、賃貸借、貸し人、井田の_____さん、借り人は井田の農事組合法人_____代表理事_____さんです。利用目的は普通作となっております。借り賃は反当で_____円、期間は他の契約との期間をあわせるために約2年間とされております。この他1件は説明を省略させていただきまして、集計の説明をさせていただきます。議案書の49ページをお願いいたします。この集計表につきましては、先ほどの議案第3号の中間管理事業と合せまして、今回の議案にかかっております利用権設定の合計を集計致しております。資料左上の総計から説明いたします。田が92件、面積、325,713.59平米、畑が14件、面積、21,227平米、合計が106件で面積346,940.59平米となっております。その下の表をご覧ください。「新規・再設定別」では、新規が54件、再設定は52件。「通年・期間借地の別」では、通年は103件で期間借地が3件、「小作料納入別」では、金納が54件、使用貸借52件でございます。貸借期間別でございますが、2年が2件、3年が55件、5年が2件、6年が1件、そして10年46件となっております。()内の数字は中間管理事業分でございます、その内数ということで示させていただいております。議案第4号の説明は以上でございます。

○議長

今、議案第4号について説明が終わりましたが、質問のある方どうぞお願いいたします。

○委員（10番）

実は、利用権設定の金額でですね、各法人でまちまちですが、この金額のポンプ小屋の維持管理費は込みになっているんですか。

○事務局

申し訳ありません、そこそこの法人毎にですね、例えば田だといくら、畑だといくらと決めてあると思うんですけど、それを別にポンプの電気代など込みなのかどうかというところまでは、おそらく法人毎にバラツキがあると思うんですが、把握できていないですね。

○委員（10番）

金額的にもかなりのバラツキがあるけんね。島田では利用権設定の金額が今まで1万4千円から1万円になして、それからまた8千5百円という中で、千5百円を維持管理に回したわけです。かなり市内でもバラツキのあるけんですね。また法人の方で話したいと思います。

○事務局

ポンプに関しましては、地区によって引き水のところとかもありますんでバラツキもあろうかと思えますけども、こちらでも判る分は把握したいと思います。

○議長

いいですか。他にございませんか。

○委員（11番）

ページの32ページに7の49は耕起になっているけれども、総数の中では耕起は出てこなかったんですけど、計算は大丈夫でしょうか。

○事務局

32ページの麦の耕起の部分でございませぬ、これが利用権は期間借地になっておりまして、集計は使用貸借……。集計が使用貸借に入れてしまっています。すみません、集計は耕起代掻に分けないといけません。申し訳ありません。再度集計しないといけませんけれども、件数だけで言いますと49ページの部分で小作料納入別で、1番下の使用貸借は52件が51件で、耕起代掻きが1件、その耕起代掻きの面

積につきましては、6反ほど変わることになります。申し訳ありません。

○議長

間違っているということやろ。間違っていると認めてもろたけんいいですか。

(はい。)

○委員(1番)

同じ32ページの今質問された下の方の部分が何も書いてなかったんですが、これはどういうことですか。今、____委員が言われた____さんの下の____さんの分はどれに該当するんですか、確認です。前回の資料にも何も書いてなくて、期間借地ではあろうけれども、何も書いてないんで。本当ならばここに線が入らないと、判りにくいでしょ。

○事務局

利用目的がある表の右のところは4段書きで線で区切るんですが、すみません。線の場所が間違っています。利用目的の欄、備考欄の左側の、麦、耕起、11月1日、10月31日の下の線を削除願います。また、____さんの集計の横に線をお願いします。申し訳ございません。

○委員(1番)

これも、違っていたでしようが。そのときに一緒に修正がなっているかなと思っていたけど、名前だけはきちんと修正がなっているようですけど、このへんが出来てないようだったので。

○議長

いいですか。では、他にありませんか。

○委員(5番)

関連してですけど、今回、円滑化事業から中間管理機構に移行されたということでやっておられますけど、その手続きについては、残存期間をJAの円滑化から中間管理機構が引き継いだと考えてよろしいですね。

○事務局

いえ、残存期間ではなくて、そもそもの期間の末が11月14日までであったんです

けども、福岡県農業振興推進機構は11月1日からの開始とされますので、10月末で解約する必要があるということで、14日分を早めに解約しないと次の契約に移れないということになっています。

○委員（5番）

では、新しく新規に契約をやったという考え方でよろしいですね。

○事務局

そうです。

○議長

いいですか。他にございませんか。

【質問なし】

無いですね。それでは採決をとります。

第4号について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第5号を提案致します。本日の農地法3条の案件は3件でございます。それでは、第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案書50ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので付議する。

令和2年9月8日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

第1項、契約、贈与、所在、溝口、地目、畑1筆、面積1,002平米、渡人、福岡市の_____さん、持ち分4分の1、他3名、受人、溝口、_____さんです。申請事由は親族間の財産整理のためとなっております。

説明は以上でございます。

○議 長

説明も終わりましたので、第1項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

○委 員（11番）

すいません。城戸ですけど、最初のページにあったやつですよ、ということは12分の2どこかに消えているんですけど、これはどういうことでしょうか。

○事務局

はい。備考欄に、右側に載せておりますけれども、備考欄に載っている持ち分はそのまま、だから共有名義で残っていくという形になっております。50ページでいきますと、渡人の4人分の持ち分だけが____さんへ移りまして、備考欄に書いているのは____さんの子どもさんですけども、子どもさんが持ってらっしゃる持ち分12分の2はそのままになると、だから、____さんと____さんと____さんの3名の共有の土地となることとなります。

○委 員（11番）

解りました。ありがとうございます。

○議 長

他にありませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第1項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。51ページをお願い致します。

第2項、契約、贈与、所在、溝口及び久恵、地目、田6筆、面積11,891平米、渡人、久恵の_____さん、受人、久恵の_____さんです。申請事由は親から子への贈与されるということでございます。

説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願い致します。

○担当委員

ただいまの事務局の説明のとおりであります。皆さんご審議のほうよろしくお願
い致します。

○議 長

それでは第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第2項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。第3項、契約、贈与、所在、常用、地目、田2筆、面積169平米、渡人、太
宰府市の_____さん、受人、常用の_____さんです。申請事由は耕作困難のため、
渡人の希望となっております。議案第3号の説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願い致します。

○担当委員

内容については今事務局の説明のあったとおりです。審議方よろしくお願
い致します。

○議 長

それでは質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第3項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、5条の転用でございます。議案第6号第1項について、提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書52ページをお願いします。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので付議する。

令和2年9月8日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

第1項、契約売買、所在長浜、地目畑1筆、面積545平米、渡人、広川町の_____持ち分3分の1、同じく渡人、春日市の_____持分3分の2、受人、長浜の有限会社_____代表取締役_____、申請事由につきましては、宅地分譲ということで2区画を整備予定となっております。有限会社_____については平成27年5月に転用の申請がなされてあって、きちんと長浜の方で5区画整備するという計画でありまして、平成29年10月に完了していることを確認しております。申請地の場所の確認をお願いします。地図の1ページとなっております。

(地図により位置及び周辺状況等説明) 今回の申請地につきましては宅地分譲と言うことですが、市道、公道から離れておりますけど、今回が、右側の方に市道が走っておりますけれど、申請地の間は現状地図では家が建ち並んでいるようになっておりますけれども、現状更地の状態でございます。こちらの土地の方に別の業者が宅地分譲8区画を整備していくという計画となっております、そちらの宅地分譲のところに位置指定道路、道路をつなげてこちらの申請地までつなげて家を建てるという計画となっております。こちらの農地区分につきましては、用途地域となっております第3種農地という判断をしております。3種農地は原則転用が認められる農地区分となっております。売買価格は総額_____万円、坪単価約_____円となっております。

ます。説明は以上です。

説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願い致します。

○担当委員

筑後校区の岡本でございます。いま事務局から説明のあったとおりでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。地図は1ページをご参照下さい。

○議 長

説明も終わりましたので、議案第6号第1項について、質問のある方はお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、同じく52ページです。

第2項、契約、売買、所在、久富、地目畑4筆、面積2,632平米、渡人、久富の____、同じく渡人、久富の____、それともう1人、広川町の____、受人、東京都の____株式会社代表取締役____、申請事由につきましては駐車場及びイベント広場整備ということです。駐車場につきましては、職員駐車場が不足しているということで今回の申請地に46台整備をする予定となっております。イベント広場につきましては約600平米くらいを確保してありまして、今まで年に1回していたのを、年に複数回開催する予定で申請をなされております。今回の申請地につきましては、地図の2ページをお願いします。（地図により位置及び周辺状況等説明）真ん中付近に緑で囲んだ部分が備考の一体利用地として揚げております325.26平

米の宅地でございます。地図の方は家が建っておるようになっておりますけれども現在は更地となっております。農地区分につきましては、こちらのほうも用途地域となっておりますして第3種農地という判断をしております。売買価格は総額_____万円、坪単価約_____円となっております。説明は以上です。

○議 長

事務局の説明は終わりましたので、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

内容につきましては、今事務局の言われたとおりです。地図は2番ですね、ご審議のほうよろしくをお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

○委 員（10番）

このカギになっているところの____さん、この分は今回に間に合わなかったんですか。

○事務局

いえ、ここも一体的に利用します。宅地なんで今回の申請に計上していないということなんです。

○議 長

いいですか。他にありませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第2項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

賛成全員でございます。承認することにいたします。

次に、第3項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、53ページです。第3項、契約、売買、所在、野町、地目、田4筆、面積872.21平米、渡人、2名いらっしゃいます。野町の_____、同じく渡人、野町の_____、受人、津島の_____、こちら個人名となっておりますけれども不動産を営んであります。____さんにつきましては平成30年3月に許可を受けてあって、上北島の方で建売ということで令和2年1月に完了となっております。こちら申請事由につきましては、宅地分譲ということで3区画となっております。一体利用地として雑種地の219.19平米、併せて1091.4平米で3区画を分譲する計画となっております。場所の確認をお願いします。地図は3ページとなっております。（地図により位置及び周辺状況等説明）農地区分につきましては、用途地域ということで第3種農地と判断しております。売買価格については総額_____万円、坪単価約_____円となっております。説明は以上です。

○議 長

説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局より説明があったとおりです。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議 長

説明が終わりましたので、第3項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

○委 員（4番）

これ、2月、平成2年の7月、9月とあっておりますけれども、その分の個数はどれだけか判りませんが、その分の70%ほど消化したんでしょうか。

○事務局

地図の3ページの赤く塗りつぶしたところだと思いますけど、どのくらい販売できているのか今把握はしておりませんが、只、この転用事業者は____さんではないことは確かですので、今回の案件とは直接関係は無いこととなっております。

○議 長

いいですか。他にありませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第3項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

本日の案件は、これですべて終了いたしました。

これをもちまして第3回農業委員会を閉会いたします。

午前10時44分 閉会